

# 平成20年海事代理士試験

## 筆記試験 模範解答

1. 憲法
2. 民法
3. 商法
4. 国土交通省設置法
5. 船員法
6. 船員職業安定法
7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法
8. 海上運送法
9. 港湾運送事業法
10. 内航海運業法
11. 港則法
12. 海上交通安全法
13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
14. 船舶法
15. 船舶安全法
16. 船舶のトン数の測度に関する法律
17. 造船法
18. 國際航海船舶及び國際港湾施設の保安の確保等に関する法律

## 1. 憲法 模範解答

受 験 地		受 験 番 号		氏 名	
-------	--	---------	--	-----	--

採 点	点
-----	---

1.

ア	イ	ウ	エ
総 意	文 化 的	勤 労	院 外
才	力		
国 会	良 心		

2.

イ	ウ	エ	力
---	---	---	---

## 2. 民法 模範解答

受 験 地		受 験 番 号		氏 名	
-------	--	---------	--	-----	--

採 点	点
-----	---

1.

ア	イ	ウ	エ
行 为 能 力	營 利	保 存	引 渡 し
才	力		
占 有	裁 判 所		

2.

イ	オ	力	ク
---	---	---	---

### 3. 商法 模範解答

受 驗 地		受 驗 番 号		氏 名	
-------	--	---------	--	-----	--

採 点	点
-----	---

1.

ア	イ	ウ	エ
商 行 為	船舶管理人	注 意	船籍港外
才	力		
共同海損	義 務		

2.

ア	ウ	エ	キ
---	---	---	---

4. 国土交通省設置法 模範解答

受 験 地		受 験 番 号		氏 名	
-------	--	---------	--	-----	--

採 点	点
-----	---

1.

(1)	(2)	(3)	(4)
×	○	×	×

2.

(1)	(2)	(3)
○	検査測度課	運航労務課

3.

	(1)	(2)	(3)
名 称	中部運輸局	関東運輸局	中国運輸局
位 置	愛 知 県	神 奈 川 県	広 島 県

## 5. 船員法 模範解答

受 験 地		受 験 番 号		氏 名	
-------	--	---------	--	-----	--

採 点	点
-----	---

1.

ア	イ	ウ	エ
航 海 士	部 員	諮 問	外 国
オ	力	キ	ク
人 命	違 約 金	損害賠償額	1 4
ケ	コ	サ	シ
7 2	3 0	日 数	法定代理人

2.

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
○	×	○	×	×

3.

- ・船舶が雇入契約の成立の時における国籍を失つたとき。
- ・雇入契約により定められた労働条件と事実とが著しく相違するとき。
- ・船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとき。
- ・船員が国土交通省令の定めるところにより教育を受けようとするとき。

(以上のいづれか3つ)

## 6. 船員職業安定法 模範解答

受 験 地		受 験 番 号		氏 名	
-------	--	---------	--	-----	--

採 点	点
-----	---

1.

ア	イ	ウ	エ	オ
13	2	12	7	5

2.

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
○	×	○	×	×

## 7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法 模範解答

受 験 地		受 験 番 号		氏 名	
-------	--	---------	--	-----	--

採 点	点
-----	---

1.

ア	イ	ウ	エ
<b>遵守事項</b>	<b>航行の安全</b>	<b>早く</b>	<b>15</b>
オ	力	キ	ク
<b>氏 名</b>	<b>乗 船</b>	<b>一 日</b>	<b>き 損</b>

2.

ア	イ	ウ	エ
<b>5年</b>	<b>1年</b>	<b>身体検査</b>	<b>乗船履歴</b>
オ	力		
<b>登録海技免状 更新講習</b>	<b>船舶局無線従事 者証明書</b>		

3.

<b>レーダー観測者講習</b>	<b>救命講習</b>	<b>消火講習</b>
------------------	-------------	-------------

4.

(1)

(2)

①の履歴は、五級海技士（航海）の試験を受けるために必要な乗船履歴としては認められない。  
 ②、③の履歴について、法施行規則では、異なる乗船履歴の合算について規定されており、必要な乗船期間に達しない2以上の異なる乗船履歴を有するときは、それぞれの種類の乗船履歴に必要な最短乗船期間の比例により、いずれか最短乗船期間の長い方の履歴に換算して、これを通算することができる。設問の事例についてこの規定を適用すると、総トン数20トン以上の船舶に六級海技士の資格で船長又は航海士として乗り組んだ履歴（種類①の履歴とする）7ヶ月は、総トン数10トン以上の船舶に乗り組みその運航に携わった履歴（種類②の履歴とする）16ヶ月に換算されるので（7月×種類②の履歴で必要な最低乗船履歴3年／種類①の履歴で必要な最低乗船履歴1年）、当該事例の2つの履歴は通算の結果種類②の履歴3年1ヶ月となり、五級海技士（航海）の試験を受けるのに必要な乗船履歴を有していることがわかる。

※①の履歴を加算している場合・・・2点 乗船履歴の合算の規定に言及・・・1点  
 当該規定の合算方法を設問の事例に正しく適用していることが明らか・・・1点

## 8. 海上運送法 模範解答

受 験 地		受 験 番 号		氏 名	
-------	--	---------	--	-----	--

採 点	点
-----	---

1.

ア	イ	ウ	エ
許 可	差 別 的 取 扱 い	六 月 前	分 割
オ	力	キ	ク
認 可	十 日 前	三十日前	賃 率 表
ケ	コ		
乗合旅客	船舶運航		

## 9. 港湾運送事業法 模範解答

受 験 地		受 験 番 号		氏 名	
-------	--	---------	--	-----	--

採 点	点
-----	---

1.

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
×	○	×	○	○

2.

ア	イ	ウ	エ	オ
13	10	9	3	8

10. 内航海運業法 模範解答

受 験 地		受 験 番 号		氏 名	
-------	--	---------	--	-----	--

採 点	点
-----	---

1.

ア	イ	ウ	エ
物 品	本 邦 内	内 航 運 送 約 款	安 全 管 理
才	力	キ	ク
名 義	公 表	百 ト ン 以 上	三 十 メ ー ト ル 以 上
ケ	コ		
河 川	海 上 運 送		

11. 港則法 模範解答

受 験 地		受 験 番 号		氏 名	
-------	--	---------	--	-----	--

採 点	点
-----	---

1.

ア	イ	ウ	エ
出港の日時	平水区域	尼崎西宮芦屋	京 浜
オ	カ	キ	ク
指 定	積 替	竹 木 材	いかだ
ケ	コ		
爆 発 物	けい船		

12. 海上交通安全法 模範解答

受 験 地		受 験 番 号		氏 名	
-------	--	---------	--	-----	--

採 点	点
-----	---

1.

ア	イ	ウ	エ
伊良湖水道	明石海峡	1000	ガス検定
オ	カ	キ	ク
液化ガス	前日正午	3時間前	船舶交通
ケ	コ		
期 間	通常の管理行為		

13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 模範解答

受 験 地		受 験 番 号		氏 名	
-------	--	---------	--	-----	--

採 点	点
-----	---

1.

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
ハ	口	口	イ	イ

2.

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
×	×	×	○	×

14. 船舶法 模範解答

受 験 地		受 験 番 号		氏 名	
-------	--	---------	--	-----	--

採 点	点
-----	---

1.

ア	イ	ウ	エ	オ
19	2	22	8	16
カ	キ	ク	ケ	コ
27	29	22	8	11

2.

ア	イ	ウ	エ	オ
24	4	41	29	33
カ	キ	ク	ケ	コ
2	15	40	21	10

15. 船舶安全法 解答用紙

受 験 地		受 験 番 号		氏 名	
-------	--	---------	--	-----	--

採 点	点
-----	---

1.

ア	イ	ウ	エ	オ
堪 航 性	施 設	二 十 四	二 十	漁 船
力	キ	ク	ケ	コ
旅 客 船	小 型 船 舶	近 海 区 域	船 舶 檢 查 手 帳	船 舶 管 理 人
サ	シ	ス	セ	ソ
船 舶 借 入 人	船 級 協 会	船 級	旅 客 船	特 別 檢 查

2.

ア	イ	ウ	エ	オ
2	11	4	6	8

## 16. 船舶のトン数の測度に関する法律 模範解答

受 験 地		受 験 番 号		氏 名	
-------	--	---------	--	-----	--

採 点	点
-----	---

1.

ア	イ	ウ	エ	オ
2	6	8	13	15
カ	キ	ク	ケ	コ
18	21	22	25	7

17. 造船法 模範解答

受 験 地		受 験 番 号		氏 名	
-------	--	---------	--	-----	--

採 点	点
-----	---

1.

ア	イ	ウ	エ
五百	五十	陸上耐圧部	八十五
才	力	キ	ク
二十	十五	三十	二箇月
ヶ	コ		
五	従業員数		

18. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 模範解答

受 験 地		受 験 番 号		氏 名	
-------	--	---------	--	-----	--

採 点	点
-----	---

1.

ア	イ	ウ	エ
<b>船舶警報通報装置</b>	<b>船舶指標対応</b>	<b>船舶保安統括者</b>	<b>操 練</b>
オ	カ	キ	ク
<b>船舶保安規程</b>	<b>船舶保安証書</b>	<b>保安の確保</b>	<b>3</b>
ケ	コ		
<b>危害行為</b>	<b>海上保安庁</b>		